

川越市教育委員会第13回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成28年2月12日 午前10時
- 3 閉 会 平成28年2月12日 午前11時50分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長野口昭彦、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼市立川越高等学校事務長大嶋美紀夫、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、文化財保護課長下 薫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、文化スポーツ部副部長兼文化芸術振興課長久津間則子、スポーツ振興課長神田宏次、国際文化交流課長中里良明、美術館長上野 正、教育総務課副課長新井偉雄

8 前回会議録の承認

平成27年度第12回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第42号 平成28年度教育行政の基本方針と重点施策について
(非公開)

日程第2議案第43号 平成28年度学校教職員管理職人事について
(非公開)

日程第3議案第44号 川越市立図書館管理規則の一部を改正する規則を定めること
について

中央図書館長

川越市立図書館では、学習活動にパソコン等の電子機器が不可欠になっていることから、パソコン等の電子機器を使用するための電源供給席を設置することに伴い、電源の使用できる場所等を制限しようと考えている。また、図書館利用カードの交付及び更新の際に、氏名及び住所を確認できる書類の提示を求めているところではあるが、今後は利用手続きをより明確にしていきたいと考えている。これは、利用手続きの実態に応じて、効率よくサービスを提供するために行う措置である。以上の点について変更するため、川越市立図書館管理規則の一部を改正しようとするものである。具体的には、第5条に電源使用の規制、第8条及び第9条に氏名及び住

所を確認できる書類の提示を求めることができる旨の規定を追加するものである。
なお、当案件について川越市意見募集手続条例に基づき意見募集を行ったところ、賛同の意見が1件あった。

委員

電源利用に関して利用料を徴収するのか伺いたい。

中央図書館長

無料で考えている。

委員

氏名及び住所を確認できる書類の提示を求めているが、個人情報の管理や流出を防止する対応を考えているか伺いたい

中央図書館長

職員のみが個人情報を取り扱うことになるため、臨時職員等は個人情報を取り扱わないことになる。

委員

職員が個人情報を取り扱うことになるため、個人情報の取り扱いに関する職員への教育や利用者に対しても個人情報の保護を遵守する説明をする予定はあるか伺いたい。

中央図書館長

対応を検討していきたいと考えている。

委員

利用者が氏名及び住所を確認できる書類の提示を拒否した場合、図書館の利用ができないのか伺いたい。

中央図書館長

書類の提示については、図書館利用カードの交付をする際に必要であるため、書類の提示をしなくても図書館は利用可能である。

委員

個人情報を利用することが問題になっているため、個人情報の取り扱いについては、十分に対応を図ってもらいたい。

中央図書館長

今後、個人情報の取扱いについては、十分に対応を図っていく。

委員 電源利用に関して、一番多いのはパソコン利用であるか伺いたい。

中央図書館長

一番多いのは、パソコン利用である。

委員

パソコンの利用に関してWi-Fiは、館内で利用できる環境にあるのか確認したい。

中央図書館長

Wi - Fiについては、整備していない状況である。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第45号 川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼務学校管理課長

町名地番整理により、大字藤倉、大字大袋新田、大字大袋、大字山城及び大字増形の各一部が新たに藤倉1丁目及び藤倉2丁目に町名表示変更となることに伴い、川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正しようとするものである。併せて同規則中の未整備部分の整備を図ろうとするものである。なお、施行期日については、平成28年3月7日としようとするものである。

委員

通学路の危険箇所について整備していると思うが、教育委員会として通学路の危険箇所を把握しているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

毎年、年度当初に各学校にて通学路の安全点検を実施しており、危険箇所の解消についても各学校や自治会を通じて整備要望を行っているため、通学路の危険箇所については把握している状況である。

委員

痛ましい事故が起きないように、引き続き対応をお願いしたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第46号 川越市立高等学校通則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼学校管理課長

小中一貫教育を行う新たな学校の種類として「義務教育学校」が制度化されたことに関連して、県立高校の通則が改正になったことから、本市の市立高等学校通則の該当箇所を改正するとともに、その他の規定の整備をしようとするものである。改正の内容については、川越市立高等学校に入学できる者に、義務教育学校を卒業した者を加えるとともに、その他の規定の整備をしようとするものである。なお、施行期日については、平成28年4月1日から施行しようとするものである。

委員

新たに制度化された「義務教育学校」は、本市で設立する予定はあるか伺いたい。

参事兼学校管理課長

現時点では、設立する予定はない。

委員

中等教育学校の前期課程を修了した者とはどのような内容であるか伺いたい。

参事兼学校管理課長

現在の中学校教育を修了した者である。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第6議案第47号 平成27年度一般会計補正予算(教育委員会所管分)について

(非公開)

10 報告事項

(1) 川越市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

(非公開)

(2) 川越市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川越市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

(非公開)

11 協議事項

(1) 川越市立川越高等学校の長期的ビジョンの素案について

参事兼学校管理課長

川越市立川越高等学校の長期的ビジョンの素案について、川越市立川越高等学校教育審議会は、平成27年5月20日に設置され、川越市立川越高等学校の将来構想に関し、これまでの教育を振り返るとともに、さらなる教育の充実を図るため、時代の要請と市民の期待に応える市立高等学校の長期的ビジョンについて検討してきた。この度、5回の審議会での審議を経て、長期的ビジョンの素案がまとまったため、教育委員会で協議をするものである。

長期的ビジョンの構成については、「1 生徒定員変更の検証」、「2 市立川越高等学校の長期的ビジョン」、「3 教育条件の整備」、「4 本ビジョンの実現に向けて」の4つの内容から構成されているが、長期的ビジョンの内容としては、「2 市立川越高等学校の長期的ビジョン」が中心となり、今後の市立川越高等学校に係る関連施策を進める際の基本方針となる予定である。

なお、今後の予定としては、次回の教育委員会に議案として付議する予定になっている。

委員

長期的ビジョンを考える4つの視点において、「グローバル化に対応したコミュニケーション力を身に付け、川越や日本のことをきちんと伝えることのできる国際人となることのできる学校」は、大変素晴らしいことではあるが、国際人となるためには、歴史や文化、宗教に対する理解が必要である。日本の伝統的な華道、茶道、書道、歌舞伎などを体験したり、見たことがないと伝えることが難しいと思う。また、「川越や日本のことを」とあるが、日本のことを理解している前提があつて、

川越に対する理解を深めようとすると思う。現在の教育では、中学校3年間で英語を学習し、高校3年間で更に幅を広げることが難しいように思う。目標としては素晴らしいと思うが、現実的には実現が難しいように感じる。また、「使える英語」の習得としては、TOEICが大変有効だと思う。「使える英語の習得」と「川越や日本のことをきちんと伝えることができる」というためには、高校時代の3年間の中で歴史や茶道、華道など1つでもいいから体験してもらいたい。市立川越高等学校の特色が文武両道の学校であることは十分理解しているが、今後は、「使える英語」の習得等により、川越に貢献でき、世界に誇れる人材を育成できると考えている。

委員

検証の結果における生徒募集状況の現状と課題において、今後は国際経済科も情報処理科も進学できるという点をアピールすることが重要であるとしているが、どのようにアピールしていくのか伺いたい。

学校教育部参事

昨年の10月1日現在における中学生の希望倍率を見ると約7割ぐらいの生徒は普通科に進学する傾向が強い。審議会の中では、そのような傾向があっても商業科を少なくし、ただ普通科を増やすだけでは不十分な対応であり、本市の伝統としての商業科は重要であり、今後も商業科は大事であるため中心に据えていくとの意見が多かった。また、普通科の特徴としては、大学・短大への進学に対応していくことになるが、普通科以外の国際経済科や情報処理科も推薦入試やAO入試などで成果を上げており、普通科以外の学科であってもしっかりと進学に対して取り組む姿勢を示すことで、中学生の理解を得られるのではないかと意見があった。

委員

確かに普通科の方が人気があるとは思いますが、年によっては商業科の人気も高い年があるため、その傾向を利用してもらいたい。

委員

長期的ビジョンを考える4つの視点における、「学校文化の継承・発展」において、部活動において市外から優秀な選手を入学させることも必要とあるが、具体的にそのような仕組みがあるのか伺いたい。

学校教育部参事

市立高校ということで市内の中学生を多く入学させたいという意見があるが、部活動の活性化については、市外からの優秀な選手が必要ではないか、との意見もあった。現在、部活動における市外の優秀な生徒を優先的に入学させる制度はない。

委員

市内の生徒を優先する考えもあるとは思いますが、部活動では市外の優秀な生徒も入学させながら活性化してもらいたい。

委員

長期的ビジョンを策定するにあたり、将来構想に関する部分をしっかり検討しないと枝葉の議論になってしまう。今後、目指す方向については、本市の設置する「最高学府」に該当し、中核市である本市教育としてのシンボルとしての役割を持つことであると思う。目指すべき方向は素晴らしいと思うが、このビジョンをどのように具現化するかが大事になる。長期的ビジョンを具現化するため、今後、どのように進めていくのか伺いたい。

学校教育部参事

長期的ビジョンの具現化にあたっては、市立川越高等学校の主体的な関わりをどのように引き出していくかが重要となる。そのため、平成28年度は、学校が主体となって長期的ビジョンを具現化する素案の検討を進めていきたいと考えている。その後、学校で取りまとめた素案を、平成29年度に審議会でも再度、検討していきたいと考えている。

委員

長期的ビジョンの中に将来の市立川越高等学校の教師像を加えてもらいたいと思っている。

学校教育部参事

平成28年2月に第5回の審議会が開催されたため、審議会での主な意見を紹介する。はじめに「育成すべき資質・能力」については、もう少し具体的な記述が必要ではないかとの意見があった。次に「長期的ビジョンを考える4つの視点」では、市立川越高等学校の「長期的ビジョン」がどのように策定されたかわかるようにするため、審議会における主な発言をまとめたものを掲載したが、この内容を「長期的ビジョン」であると誤って認識していた委員が何人かいた。そのため、掲載の仕方に関して工夫が必要であるとの意見があった。次に「教育条件の整備」では、人的資源である教員についての言及がないとの意見があった。また、川越市立という特徴を生かして、商工会議所や市役所など、教える人材を学校外から連れてくるといった発想も大事であるとの意見があった。最後に「本ビジョンの実現に向けて」では、アクティブ・ラーニングの導入については、施設・設備などのハード面だけでなく、教える教員の人材育成や教育内容などソフト面についても重要であるとの意見があった。

委員

市立川越高等学校は、川越商業高等学校時代から本市の商業都市を作ってきた先人達を輩出した学校である。もし生徒に「誇り」がなかったら、素晴らしい長期的ビジョンができて実現には結びつかないのではないかなと思う。そのため、生徒が自分の学校を誇り高い学校であると思う教育について、ビジョンの中に記述があるか伺いたい。

学校教育部参事

その点については、「育成すべき資質・能力」において、本市の設置する「最高学府」であり、本市教育のシンボルとしての役割を持つことが重要であるとして、基本理念として示している。また、市立川越高等学校の「長期的ビジョン」における、「心身ともに健全にして進取の気性に富む個性を伸ばすとともに協調的精神を養い、職業を通じて社会に貢献しようとする志をはぐくむことのできる学校」については、伝統の継承といった内容となっている。今後、どんなに世の中が変化していても、「不易」ということで引き続き、充実していくことを訴えている。

委員

進取という言葉は、以前から使われているが、本市は県内で初めて市制を施行したところであり、昔の方は、進取の精神がすごかったと思う。やはり、市立高校であるという点も踏まえることにより、長期的ビジョンとして成立するように思う。

12 その他

- (1) 書記長欠席のため、教育長の推薦を受け臨時の書記長に教育総務課副課長新井偉雄が任命された。
- (2) 議事に先立ち委員長から、議案第42号、議案第47号、報告事項(1)及び報告事項(2)は、意思決定過程における情報であり、議案第43号は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席議員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第43号は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部参事兼学校管理課長）のみによる審議とすることに決定した。
- (3) 議案第43号は、関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (4) 議案第42号の関係者として、文化スポーツ部副部長兼文化芸術振興課長、スポーツ振興課長、国際文化交流課長、美術館長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (5) 協議事項(1)の説明補助者として、学校教育部参事の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (6) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理者、原田委員が指名された。
- (7) 次回教育委員会は平成28年3月22日（火）午後3時開催に決定した。